

# 電子信託役務法案私案

法科大学院教授 米丸 恒治

本稿は、筆者がこれまで研究してきた欧州連合のeIDAS規則<sup>1</sup>およびドイツ信託役務法 (Vertrauensdienstegesetz)<sup>2</sup>の研究結果<sup>3</sup>に基づいて、わが国でも同様の相互認証可能な法制度をめざして試案としてまとめた電子信託役務法案を公開するものである。

草案作成にあたっては、彼の地のeIDAS規則や信託役務法の長所とわが国の電子署名法の課題及び問題点を視野に入れ、次の各点を改善するような条文について積極的に取り入れる方針で私案をまとめている。

- ① わが国では法制化されていない電子書留業務、電子保存業務、電子署名の検証業務など新たな信託役務（その概念も含む。）を積極的に取り入れること。
- ② タイムスタンプ（電子日時認証）についてももちろん法制化すること。
- ③ 法的責任については、適格信託役務事業者に証明責任の転換をして、無過失の

---

1 REGULATION (EU) No 910/2014 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 23 July 2014 on electronic identification and trust services for electronic transactions in the internal market and repealing Directive 1999/93/EC, OJ L 257/73 (CELEX number: 32014R0910). eIDAS規則については、拙訳「指令1999/93/ECの廃止ならびに域内市場における電子取引のための電子識別および信託役務に関する2014年7月23日欧州議会および理事会規則第910/2014号（2014年8月28日EU官報L257/73頁）」（松本恒雄・多賀谷一照編集代表『情報ネットワークの法律実務』加除式（2015年）7359頁以下を参照。

2 Gesetz zur Durchführung der Verordnung (EU) Nr. 910/2014 des Europäischen Parlaments und des Rates vom 23. Juli 2014 über elektronische Identifizierung und Vertrauensdienste für elektronische Transaktionen im Binnenmarkt und zur Aufhebung der Richtlinie 1999/93/EG (eIDAS-Durchführungsgesetz) v. 18. Juli 2017, BGBl I S. 2745.

3 拙稿「eIDAS規則 - EUにおける新署名認証基盤法制-」専修ロージャーナル14号（2018年）27頁以下、同「ドイツ信託役務法の検討」同15号（2019年）33頁以下、同法の和訳として拙訳「ドイツ信託役務法」同前239頁以下参照。

証明を求めることとする。

- ④ 信託役務事業者が、損害賠償責任を十分に果たし、訴訟等により破産することのないような財務的な措置または損害賠償責任保険の付保を求めること。
- ⑤ 万一の信託役務事業者の破産・業務の休廃止に備えて、事業者を引き継ぎ義務の努力をさせるとともに、引き継ぎ事業者がない場合は、国の機関（または指定調査機関）が本人確認資料その他の資料を引き継ぐ制度とすること。
- ⑥ 信託役務の長期的な検証可能性を維持するための措置をとる、またはとらせるための措置をもちこむこと。
- ⑦ 暗号技術の危殆化・脆弱化に対する措置を適切に取り入れ、基盤となる暗号技術に法制度を適合化させること。
- ⑧ 国際的な相互認証の機会を将来的に視野に入れて、eIDAS規則に準拠したこと。
- ⑨ 仮名での信託役務の利用が禁止されないようにすること。

## 電子信託役務法案私案

米丸恒治（私案）

### 第一章 総則

#### （本法の目的）

**第一条** 本法は、電子市場の適切な機能の確保を目指し、信託役務の適切なレベルの安全性確保を目標として、次の各号の事項を定める。

- 一 信託役務、特に電子取引に対するそれについての規定を定めること。
- 二 電子署名、電子印、電子日時証明、電子文書、電子書留メール配信役務及びウェブサイト認証のための証明書発行役務の法制度を確立すること。

#### （本法の適用範囲）

**第二条** ① 本法は、国内において設立された信託役務事業者に適用される。

② 本法は、国内法から、又は限定された関係者間の契約から生じる閉鎖的システムで使用される信託役務の提供には適用されない。

③ 本法は、契約の締結及び効力、並びに様式に関するその他の法的又は手続的義務に関連する法令には影響しない。

#### （定義）

**第三条** この法律において、次の各号の用語は、それぞれ各号に定めるところに

よる。

- 一 「信頼当事者」とは、信頼役務を信頼する自然人又は法人をいう。
- 二 「署名者」とは、電子署名を生成する自然人をいう。
- 三 「電子署名」とは、電磁的記録であり、署名対象の電磁的記録に添付され又は論理的に連結される、署名者が署名するために使用するものをいう。
- 四 「先進電子署名」とは、第三十三条の要件を満たす電子署名をいう。
- 五 「適格電子署名」とは、適格電子署名生成装置を利用して生成され、電子署名のための適格証明書に基づいている先進電子署名をいう。
- 六 「電子署名生成符号」とは、署名者が電子署名を生成する際に使用する唯一の電磁的記録をいう。
- 七 「電子署名証明書」とは、自然人と電子署名検証符号を連結し、少なくともその者の氏名、又は仮名を確証する電子証明書をいう。
- 八 「適格電子署名証明書」とは、適格信頼役務事業者によって発行された、第三十四条の要求事項を満たす電子署名証明書をいう。
- 九 「信頼役務」とは、通常有料で提供される電子的役務で下記の役務により構成される。
  - イ 電子署名、電子印又は電子日時証明、電子書留メール配信役務及び送信、これらの役務に関連する証明書の生成、検証、及び効力確認
  - ロ ウェブサイトの真正性確認のための証明書の生成、検証及び効力確認
  - ハ 電子署名、電子印又はこれらの役務に関連する証明書の保存
- 十 「適格信頼役務」とは、本法により定める関連する要件を満たす信頼役務をいう。
- 十一 「適合性評価機関」とは、本法による適格信頼役務事業者とその事業者が提供する適格信頼役務の適合性評価を行う権限を有する者であることを、本法により認定された機関をいう。
- 十二 「信頼役務事業者」とは、適格信頼役務事業者又は非適格信頼役務事業者のいずれかとして、一又は複数の信頼役務を提供する自然人又は法人をいう。
- 十三 「適格信頼役務事業者」とは、一又は複数の適格信頼役務を提供し、監督機関より適格とする認定を与えられた信頼役務事業者をいう。
- 十四 「製品」とは、信頼役務の提供のための使用を目的としたハードウェア、ソフトウェア、又は特殊な関連部品をいう。
- 十五 「電子署名生成装置」とは、電子署名生成のために用いられるべく設定さ

れたソフトウェア又はハードウェアをいう。

十六 「適格電子署名生成装置」とは、第三十六条に規定された要求事項を満たす電子署名生成装置をいう。

十七 「電子印生成者」とは、電子印を生成する法人をいう。

十八 「電子印」とは、原電磁的記録の起源と完全性を確保するために当該電磁的記録に添付され又は論理的に関連づけられた電磁的記録をいう。

十九 「先進電子印」とは、第四十五条で規定する要求事項を満たす電子印をいう。

二十 「適格電子印」とは、適格電子印生成装置を利用して生成され、適格電子印証明書に基づいてなされる先進電子印をいう。

二十一 「電子印生成符号」とは、電子印の生成者が電子印を生成する際に使用する唯一の電磁的記録をいう。

二十二 「電子印証明書」とは、電子印検証符号を法人に連結し、その者の名称を確認する電子的証明書をいう。

二十三 「適格電子印証明書」とは、適格信頼役務事業者により発行され、第四十六条に規定される要求事項を満たす電子印証明書をいう。

二十四 「電子印生成装置」とは、電子印を生成するために使用されるべく設定されたソフトウェア又はハードウェアをいう。

二十五 「適格電子印生成装置」とは、第三十六条を準用する要求事項を満たす電子印生成装置をいう。

二十六 「電子日時証明」とは、一定の電磁的記録を特定の日時に関連させ、当該日時に当該電磁的記録が存在していたという証拠を確立する電磁的記録をいう。

二十七 「適格電子日時証明」とは、第五十条に定める要求事項を満たす電子日時証明をいう。

二十八 「電子文書」とは、特に、テキスト、音声、画像、動画といった電磁的形式で記録された電磁的記録をいう。

二十九 「電子書留メール配信役務」とは、電子手段により第三者間で電磁的記録を送受信することを可能にし、電磁的記録の送受信の証拠を含む転送された電磁的記録の取扱いに関する証拠を提供し、送信された電磁的記録を紛失、窃盗、窃取、毀損又は不正な変更のリスクから保護するものをいう。

三十 「適格電子書留メール配信役務」とは、第五十二条に定める要求事項を満たす電子書留メール配信役務をいう。

三十一 「ウェブサイト認証証明書」とは、ウェブサイトを認証することを可能に

し、ウェブサイトと証明書発行を受けた自然人又は法人を連結する証明書をいう。

三十二 「適格ウェブサイト認証証明書」とは、適格信頼役務事業者によって発行され、第五十三条に規定された要求事項を満たすものをいう。

三十三 「検証符号」とは、電子署名又は電子印の検証に使用される電磁的記録をいう。

三十四 「検証」とは、電子署名又は電子印が有効であるか否かを検証及び確証するプロセスをいう。

#### (個人情報処理と保護)

**第四条** ① 個人情報の処理は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年 法律第五十七号）の定めるところにしたがう。

② 国内法の下での仮名についての法的効力に関わらず、電子取引における仮名の使用は禁止されてはならない。

③ 仮名の本人についての情報は、犯罪捜査のために令状に基づき、若しくは不法行為が行われているとの申立人からの適正な申立てにより、または紛争解決のための裁判所の証拠提出命令により、それぞれ提供されるものとする。不法行為を理由とする開示請求の濫用は、これを罰する。

## 第二章 信頼役務

### 第一節 総則

#### (賠償責任と立証責任)

**第五条** ① 本条第二項の規定にかかわらず、信頼役務事業者は、故意又は過失による、本法上の義務の不遵守により自然人又は法人に生じた損害に対して賠償責任を負わなければならない。非適格信頼役務事業者の故意又は過失による損害については、前段で定めた損害を主張する自然人又は法人が故意又は過失を立証する責任を負う。適格信頼役務事業者については、その適格信頼役務事業者がその故意又は過失なく第一段の損害が生じたことを証明しない限り、故意又は過失はこれを推定する。

② 信頼役務事業者が顧客に対し事前に自身が提供する役務の使用制限について正式に告知し、それらの制限が第三者に認識できる場合は、示された制限を超える役務の使用により生じた損害については、信頼役務事業者は責任を負わない。

## (障害者アクセス)

**第六条** 可能な限りにおいて、提供される信頼役務及びそれらの役務の提供に利用されるエンドユーザ製品は、障害者がアクセス可能でかつ利用可能なものとするように努めなければならない。

## 第二節 監督

### (監督機関)

**第七条** ① 信頼役務に関する監督権限は、総務大臣、経済産業大臣及び法務大臣がこれを行行使する。監督機関はその任務の遂行に必要な権限と十分なりソースを与えられる。

② 監督機関の役割は、次の各号とする。

一 適格信頼役務事業者と適格信頼役務事業者が提供する適格信頼役務が本法で定められた要求事項に適合していることを保証するために、事前及び事後の監督活動を通じて国内において設立された適格信頼役務事業者を監督すること。

二 非適格信頼役務事業者又はそれらが提供する信頼役務が本法で定められた要求事項に適合しないと推測される場合は、必要に応じて、非適格信頼役務事業者に関して、事後的監督活動を通じて措置を講じること。措置には、指導、勧告及び措置命令が含まれる。

③ 前項の目的とそこで定められた制限の範囲内で、監督機関の業務は、特に以下の事項を含む。

一 他の監督機関と協力し、及び支援を行うこと。

二 第十二条第一項及び第十三条第一項に定められた適合性評価報告書を分析すること。

三 他の監督機関や公衆に、第十一条第二項に従い、安全性違反や完全性の喪失について情報提供すること。

四 本条第六項に従い、その主要な活動について公表すること。

五 第十二条第二項に従い、適格信頼役務事業者の監査を実施し、又は、適合性評価機関に適合性評価の実施を依頼すること。

六 特に、個人情報保護法に違反しているとみられる適格信頼役務事業者の監査結果について、遅滞なく教示することで、個人情報保護委員会と協力すること。

七 第十二条、第十三条及び第十七条に従い、信頼役務事業者とその役務に適格

資格の認定をし、又はその取消しを行うこと。

八 第十四条第三項で定められた国内適格信頼業務リストの管理責任を有する機関に対し、この機関自体が監督機関でない限り、適格資格認定及びその取消しの決定についての通知をすること。

九 適格信頼業務事業者が業務を停止する場合、第十六条第二項第八号に従い、情報へのアクセスを可能に保つ方法を含めた、終了計画の規定の存在及び適正な適用を監査すること。

十 信頼業務事業者が本法に定められた要求事項を満たしていない瑕疵を治癒するよう指導し、命令すること。

- ④ 国は、監督機関に対し、法令に定められた条件に従い信頼基盤を確立、維持、及び更新するよう、求めることができる。
- ⑤ 各監督機関は、毎年三月三十一日までに、第十一条第二項に従い信頼業務事業者から受領した違反通知の概要を含む前年の主な活動をまとめた報告を公表する。
- ⑥ 主務大臣は、第五項で定められた年次報告を一般に利用可能にする。
- ⑦ 主務大臣は、主務省令により、第六項で定められた報告の形式及び手続を定めることができる。

#### (報告検査権限・監督権限)

**第八条** ① 監督機関は、本法および本法七十九条に基づく政省令の執行を監督するために、適格信頼業務事業者及び非適格信頼業務事業者の双方に対し、報告を求め、立ち入り検査の権限を行使することができる。

② 監督機関は、次の各号の場合に、信頼業務事業者の運営を一時的、部分的又は全面的に禁止することができる。

- 一 本法第七条三項十号に定める措置が成果をもたらさないこと。
- 二 信頼業務事業者が、本法及び本法に基づく政省令に基づく信頼業務の運営のための条件を満たさないという推測を正当化する事実があること。

#### (信頼業務事業者の協力義務)

**第九条** 信頼業務事業者及びその代理人として行動する第三者は、その義務の遵守を確認するため、職員及び代理人に対して次の各号の責任を負うものとする。

- 一 通常の営業時間内に監督機関が事業施設に立ち入ることを許容すること。
- 二 求めに応じて、帳簿、記録、証明資料、書類、その他の文書（電磁的記録形式のものを含む）を監督機関に提供すること。
- 三 監督機関に情報を提供すること。

四 監督機関に必要な支援を提供すること。

**(相互支援)**

**第十条** ① 監督機関は優良事例の情報交換を目的として協力する。監督機関は、他の監督機関から正当な要求があった際は、その機関が一貫した方法で業務を行うことができるように支援を行う。相互支援は、特に第十二条、第十三条に定める適合性評価報告書に関する検査実施の要求等の情報の要求や監督措置を含むことができる。

② 支援要求を受けた監督機関は、次の各号のいずれかの理由において、その要求を断ることができる。

一 監督機関が要求された支援を提供する権限がないこと。

二 要請された支援が、第七条に従い実施される監督機関の監督業務に対し均衡がとれていないこと。

三 要請された支援を行うことが、本法に抵触すること。

③ 必要に応じて、主務大臣は、それぞれの監督機関に他の関係機関のスタッフを参加させて共同検査の実施を認めることができる。この様な共同作業の準備及び手続は、それらそれぞれの法令に従い、進めるものとする。

**(信頼業務事業者に適用される安全性要求事項)**

**第十一条** ① 適格信頼業務事業者及び非適格信頼業務事業者の双方は、自身が提供する信頼業務の安全性を脅かすリスクを管理する適切な技術的及び組織的な措置をとらなければならない。これらの措置は、最新の技術的發展を考慮して、安全性レベルがリスクの度合いに対し適正であることを保証するものでなければならない。特に、安全性に関する事故の影響を回避し及び最小限に抑える措置をとるために、このような事故の不利な影響について関係者に教示するための対策をとるものとする。

② 適格信頼業務事業者及び非適格信頼業務事業者の双方は、提供する信頼業務やそこで管理されている個人情報に重大な影響を及ぼす安全性違反や完全性の喪失が発生した場合、ただちに、監督機関と、必要に応じて、情報安全性に関する管轄機関及び個人情報保護委員会等の関連機関に通知する。安全性違反や完全性の喪失が、信頼業務が提供された自然人又は法人に不利に影響するであろう場合には、信頼業務事業者は、遅滞なく、安全性違反又は完全性の喪失を当該自然人又は法人にも通知する。通知を受けた監督機関は、安全性違反や完全性の喪失の公表が公衆の利益になると判断される場合は、それらを公表し、又は信頼業務事業者に対し公表



を義務付ける。

③ 監督機関は、信頼役務事業者から受けた安全性違反及び完全性の喪失の通知の概要を毎年度公表する。

④ 主務大臣は、主務省令により、次の事項を定めることができる。

- 一 第一項で定めた措置についての細目
- 二 第二項の目的の為に適用する締め切りを含めた形式及び手続

### 第三節 適格信頼役務

#### (適格信頼役務事業者の監督)

**第十二条** ① 適格信頼役務事業者は、最低二年に一度、自らの費用で、適合性評価機関による監査を受けなければならない。この監査の目的は、当該事業者及び事業者が提供する適格信頼役務が本法の要求事項に適合していることを確認するために行う。適格信頼役務事業者は、監査の結果出された適合性評価報告書を受領してから速やかに、監督機関に同報告書を提出する。

② 第一項の規定にかかわらず、監督機関は、適格信頼役務事業者及びその提供する適格信頼役務が本法に定められた要求事項に適合していることを確認するために、随時に、信頼役務事業者の経費により、適格信頼役務事業者の監査を実施し、又は適合性評価機関に適合性評価を求めることができる。監督機関は、個人情報保護法が侵害されていると判断する場合は、その監査の結果を個人情報保護委員会に通知する。

③ 監督機関が適格信頼役務事業者に本法の要求事項に対する違反を是正するよう要求し、その事業者が、場合によっては監督機関が指定する期間を定めたその期間内に、それに従わない場合は、特に違反の具体的な程度、継続期間及び影響を考慮し、その事業者及びそれが提供する役務の影響を受ける役務の適格資格の認定を取り消し、第十四条第一項で定める適格信頼役務リストの更新のために第十四条第三項に定める機関に情報提供することができる。監督機関は、適格信頼役務事業者に対し、その適格資格の取消し又は関連する役務の適格資格の取消しにつき通知する。

④ 主務大臣は、主務省令により、次の各号の規格の参照番号を制定することができる。

- 一 第一項で定める適合性評価機関及び適合性評価報告書の認定
- 二 適合性評価機関が、第一項で定める適格信頼役務事業者の適合性評価を実施

する際の監査規則

#### (適格信頼役務の開始)

**第十三条** ① 適格資格を持たない信頼役務事業者が適格信頼役務の提供を開始しようとするときは、適合性評価機関により発行された適合性評価報告書とともにその意思を監督機関に届け出なければならない。

② 監督機関は、信頼役務事業者及びその提供する信頼役務が、本法に定められる要求事項に、特に、適格信頼役務事業者とそれらが提供する適格信頼役務の要求事項に、準拠していることを監査する。監督機関が、信頼役務事業者とその提供する信頼役務が第一項で定めるこれらの要求事項に準拠しているとの結論を得た場合には、監督機関は信頼役務事業者とその信頼役務に適格資格を与え、第十四条第三項で定める機関に、第十四条第一項で定める適格信頼役務リストを更新する目的で、本条第一項による通知から三月以内に、通知する。監査が通知から三月以内に終了しない場合は、監督機関は、信頼役務事業者に対し、遅延の理由と、監査終了の期間を通知する。

③ 適格信頼役務事業者は、第十四条第一項で定める適格信頼役務リストに適格の資格が記載された後において、適格信頼役務の提供を開始することができる。

④ 主務大臣は、主務省令により、第一項及び第二項の目的のために、形式及び手続を定めることができる。

#### (適格信頼役務リスト)

**第十四条** ① 監督機関は、その管轄に属する適格信頼役務事業者およびそれらにより提供される適格信頼役務に関する情報を含む適格信頼役務リストを制定し、管理し、告示する。

② 監督機関は、自動処理に適した形式で、電子的に署名され又は電子押印された第一項で定める適格信頼役務リストを、安全な方式で、制定、管理、及び告示する。

③ 監督機関は、その管轄に属する適格信頼役務リストの制定、管理、告示に責任のある機関に関する情報と、そのリストが公開されている場所の細目、適格信頼役務リストへの署名又は印に利用された証明書及びそれに対する変更についての情報を、遅滞なく公表する。

④ 監督機関は、自動処理に適し電子的に署名又は電子印が押印された第三項で定める情報を、安全な通信経路を通じて、公衆が利用可能な状態にする。

⑤ 主務大臣は、主務省令により、第一項で定める情報の細目を定め、第一項から第四項までの目的のために適用可能な適格信頼役務リストの技術仕様及びフォー

マットを定める。

#### (適格信頼役務についてのJP信頼マーク)

**第十五条** ① 第十四条で定める適格信頼役務事業者の資格が第十四条第一項で定める適格信頼役務リストに掲載された後、適格信頼役務事業者は、それらが提供する適格信頼役務に、シンプルで、認識しやすい、明確な方法でJP信頼マークを使用することができる。

② 第一項で定める適格信頼役務にJP信頼マークを使用する場合は、適格信頼役務事業者は自身のウェブサイトで、関連する適格信頼役務リストへのハイパーリンクを利用できることを確保する。

③ 主務大臣は、主務省令により、適格信頼役務のJP信頼マークの形式の仕様、特に表示、構成、大きさ、デザインについて定める。

④ 何人も、第一項に規定する場合を除くほか、電子証明書等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

#### (適格信頼役務事業者の要求事項)

**第十六条** ① 信頼役務に適格証明書を発行する際、適格信頼役務事業者は、適切な手段により法令に従い、適格証明書が発行される自然人又は法人の本人確認及び、該当する場合はその特定の属性を検証する。前段に定める情報は、法令に従い、適格信頼役務事業者により自ら直接に又は第三者に委託して、次の各号のいずれかの方法で検証するものとする。

一 自然人又は法人の権限を与えられた代表者の本人の物理的出頭により

二 適格証明書の発行に先立ち、自然人又は法人の権限を与えられた代表者の物理的存在が確保され、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律に基づく公的個人認証の手段により、遠隔で

三 第一号又は第二号に準拠して発行された適格電子署名又は適格電子印の証明書の手段により

四 物理的存在の信頼性を同等に保証する国レベルで認められたその他の識別方法を使用して。同等性の保証は、適合性評価機関により確認される。

② 適格信頼役務を提供する適格信頼役務事業者は、次の各号の事項を実施する。

一 その事業者の適格信頼役務の提供におけるなんらかの変更、及びこれらの行動の休止の意思を監督機関へ通知すること。

二 必要な専門知識、信頼性、経験、資格を有し、安全性及び個人情報保護法に関する適切なトレーニングを受けたスタッフを雇用し、又は該当する場合は委託

先を利用し、該当する規格に沿った管理手続を適用すること。

三 第五条による損害に対する賠償責任のリスクに関して、十分な資本を保有しかつ適切な損害賠償責任保険を付保するか、又はそのいずれかの対応策をとること。

四 適格信頼役務の利用を検討する人物に対し、契約締結前に、明確かつ包括的な方法で、その役務の使用の限度を含めた明確な条件を情報提供すること。

五 変更に対して保護された信頼できるシステムと製品を使用し、それらにサポートされるプロセスの技術的安全性と信頼性を確保すること。

六 提供された電磁的記録を次の各号の為に検証可能な形式で保管するために信頼できるシステムを利用すること。

イ その人物に関する電磁的記録の本人の同意が得られる場合にのみ、その電磁的記録の取得が公的に可能となること。

ロ 権限保持者のみが、保管電磁的記録への入力及び変更が可能であること。

ハ 電磁的記録の真正性が検証可能であること。

七 電磁的記録の偽造及び窃取に対して適切な処置を取ること。

八 特に法的手続における証拠提供と役務の継続性の確保の目的で、適格信頼役務事業者により発行又は受信される電磁的記録に関するすべての関連情報を、適格信頼役務事業者が業務を休止した後を含めて、適格証明書の効力終了から一〇年間、記録しアクセス可能にすること。かかる記録は電子的に行うことができる。

九 第七条第四項第九号のもとで、監督機関によって監査された規定に従った役務の継続を確保するための最新の業務終了計画を持つこと。

十 個人情報保護法に従った個人情報の適法な処理を確保すること。

十一 適格証明書を発行する適格信頼役務事業者の場合には、証明書データベースを確立し、最新の状態に保つこと。

十二 適格信頼役務事業者は、主務省令で定めるところにより、その認定に係る業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならないこと。

十三 適格信頼役務事業者は、その適格信頼役務の利用者の真偽の確認に際して知り得た情報を適格信頼役務の用に供する目的以外に使用してはならないこと。

③ 適格証明書を発行する適格信頼役務事業者は、証明書を取り消すことを決定した場合には、ただちに、ただしいかなる場合も要求を受けてから二十四時間以内に、証明書の失効を証明書データベースに登録し、証明書の失効状況を公開する。失効は、その公開と同時にその効力を生ずる。

④ 第三項に関しては、適格証明書を発行する適格信頼役務事業者は、その発行した適格証明書の有効性、又は失効状況に関する情報をいかなる依拠当事者にも提供する。この情報は、少なくとも一証明書毎に、いつでも、証明書の有効期間後も、信頼でき、無料でかつ効率的な自動化された方法により、利用可能なものとする。

⑤ 主務大臣は、主務省令により、本条の第二項第五号、第六号の要求事項に準拠する信頼性あるシステムと製品の規格の参照番号を制定することができる。本条で定められた要求事項に適合することは、信頼できるシステム及び製品がこれらの規格を満たしていることにより推定される。

#### (認定)

**第十七条** ① 適格信頼役務を行おうとする者は、主務大臣の認定を受けることができる。

② 前項の認定を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書その他主務省令で定める書類を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 申請に係る業務の用に供する設備の概要
- 三 申請に係る業務の実施の方法

③ 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、その旨を公示するとともに、適格信頼役務リストに掲載しなければならない。

#### (欠格条項)

**第十八条** 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の認定を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 二 第二十九条第一項又は第三十一条第一項の規定により認定又は承認を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
- 三 法人であって、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

#### (認定の基準)

**第十九条** ① 主務大臣は、第十七条第一項の認定の申請が第十六条に定める要求事項のほか、次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。

一 申請に係る業務の用に供する設備が主務省令で定める基準に適合するものであること。

二 申請に係る業務における利用者の真偽の確認が主務省令で定める方法により行われるものであること。

三 前号に掲げるもののほか、申請に係る業務が主務省令で定める基準に適合する方法により行われるものであること。

② 主務大臣は、第十七条第一項の認定のための審査に当たっては、主務省令で定めるところにより、申請に係る業務の実施に係る体制について実地の調査を行うものとする。

#### (認定の更新)

**第二十条** ① 第一七条第一項の認定は、政令で定める一年を下らない期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

② 第十七条第二項及び前二条の規定は、前項の認定の更新に準用する。

#### (承継)

**第二十一条** 第一七条第一項の認定を受けた者（以下「適格信頼役務事業者」という。）がその認定に係る業務を行う事業の全部を譲渡し、又は適格信頼役務事業者について相続、合併若しくは分割（その認定に係る業務を行う事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その適格信頼役務事業者の地位を承継する。ただし、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人が第一八条各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

#### (変更の認定等)

**第二十二条** ① 適格信頼役務事業者は、第十七条第二項第二号又は第三号の事項を変更しようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

② 前項の変更の認定を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書その他主務省令で定める書類を主務大臣に提出しなければならない。

- ③ 第一七条第三項及び第一九条の規定は、第一項の変更の認定に準用する。
- ④ 適格信頼役務事業者は、第一七条第二項第一号の事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

#### (廃止の届出)

**第二十三条** ① 適格信頼役務事業者は、その認定に係る業務を廃止しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出るとともに、業務終了計画に従った業務終了のための処置をとらなければならない。

② 主務大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

③ 事業者は、業務承継事業者を探すよう努めるとともに、業務承継事業者が見つけれない場合にあつては、主務大臣に業務引継の申出をしなければならないものとする。主務大臣は、業務終了事業者の保存する書類、署名生成データ等のバックアップ等、生成データ失効データベース等の引き継ぎを行い、事業者の業務終了から10年にわたり、指定調査機関又は独立行政法人情報処理推進機構との協議に基づき、当該書類等を引き継がせるものとする。オンラインで提供されていた証明書有効検証に必要な証明書失効情報等のデータ等については、オンラインで提供するよう努めるものとする。

#### (表示)

**第二十四条** ① 適格信頼役務事業者は、認定に係る業務の用に供する電子証明書等（利用者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項が当該利用者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録その他の認証業務の用に供するものとして主務省令で定めるもの。次項において同じ。）に、主務省令で定めるところにより、当該業務が認定を受けている旨のJP信頼マークの表示を付することができる。

② 何人も、前項に規定する場合を除くほか、電子証明書等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

#### (セキュリティ対策と法的影響に関する情報)

**第二十五条** ① 適格信頼役務事業者はまた、適格信頼役務を利用することを希望する者のため、第十六条第二項第四号に基づいて通知しなければならない者に対し、次の各号の事項を教示しなければならない。

- 一 提供される信頼役務の安全性とそれらの信頼できる使用に貢献するために必

要な措置に関する情報を提供し、適切な情報機会、特に適格信頼役務のために製品の製造業者によって提供される情報と監督機関によって提供される情報役務に注意を向けること。

二 既存の電子署名、電子印、または電子日時証明のセキュリティ価値が時間の経過によって減少する前に、必要に応じて第二十七条の適格な電子署名、電子印、または電子日時証明付きのデータを適切な手段で新たに保護すること。

三 提供された適格信頼役務の法的効果について教示すること。

② 適格信頼役務を利用しようとする者が、第十六条第二項第四号および第一項に従って初期段階で既に通知されており、変更が生じていない限り、新たな教示はこれを省略することができる。

#### (適格証明書の失効)

**第二十六条** ① 適格信頼役務事業者は、特に以下の場合には、いまだ有効な適格証明書を直ちに無効にするものとする。

一 適格証明書を発行された者がそれを要求するとき。

二 適格証明書が、第三十四条、第四十六条及び第五十三条の虚偽の情報に基づいて発行されているとき。

三 当該事業者が自分の活動を中止し、他の適格信頼役務事業者によって継続されていないとき。

四 事実が以下の仮定を正当化するとき。

イ 適格証明書が偽造されているか、または十分に偽造防止されていないこと。

ロ 使用されている適格電子署名作成装置または適格電子印作成装置にセキュリティ上の欠陥があること。

更なる失効理由は契約上合意することができる。虚偽の情報を含む証明書が発行されている場合、適格信頼役務事業者はこれをさらに摘示することができる。

② 適格な証明書に第三十五第一項または第三十五条第三項第二段に従った属性が含まれる場合、次の各号のいずれかのときには、第三者、または公務員、職業またはその他の個人情報を担当する機関が証明書の失効を要求することができる。

一 代理権がなくなるとき。

二 適格証明書に記載された後に、公的および専門的またはその他の個人データの前提条件が喪失したとき。

③ 第一項の第一段第三号に定める条件、または第一項の第一段第四号に定める条件のいずれかが当てはまる場合、監督機関は、適格証明書の失効を命ずることがで



きる。

**(長期にわたる証拠保持)**

**第二十七条** この点についての必要性が存する場合、適格電子署名され、適格電子印が押され、または適格日時証明が付された電磁的記録は、時間の経過の結果として既存の電子署名、電子印または電子日時証明のセキュリティ価値が低下する前に適切な手段によって新たに保護されるものとする。新しいセキュリティ確保は、最先端技術標準に従ってこれを行う必要がある。

**(終了プラン・長期的に検証可能な信頼役務)**

**第二十八条** ① 第十六条第二項第九号に規定されている終了計画において、適格信頼役務事業者は、活動の終了、適格資格の撤回または破産手続の開始を要求するために必要なすべての措置を次のいずれかの場合には、提供しなければならない。その活動は中止され、電子署名、電子印および第三十四条第一項第七号、第四十六条第一項第七号及び第五十条第一項第三号に関連する証明書に関して発行されたすべての適格証明書失効情報を含む。

- 一 他の適格信頼役務事業者に引き継がれるとき。
- 二 第五項で定められている信頼基盤において指定調査機関によって引き継がれるとき。

第一段の第二号の場合、適格信頼役務事業者は、指定調査機関に送信する前にいまだ有効な証明書を失効しなければならない。

いずれにせよ、事業者は関連する記録が第十六条第二項第八号に従って譲受人に送信されることを確実にしなければならない。

② 終業計画において、適格信頼役務事業者は、第一項第一段で定められた証明書の保有者に、その活動の終了およびその証明書の受領の少なくとも二月前までに通知するよう注意を払うものとする。

③ 第一項第一段第二号に定められている場合において、これが技術的に可能であり、かつ過度の努力なしに正当な利益がある場合、指定調査機関は記録に関する情報を提供するものとする。

④ 適格信頼役務事業者は、運営期間中をとおして保有している次の各号の事項を遵守すること

- 一 第十六条第二項第十一号および第四項による証明書データベースを、有効期限を超えて、関連する失効情報とともに第一項の第一段で定められた証明書を適用し運用し続けること。

二 第十六条第二項第八号に従って対応する記録を保存すること。

⑤ 指定調査機関は、適格電子証明書および適格電子日時証明の恒久的な検証可能性のための信頼基盤を確立し、維持し、そして継続的に更新しなければならない。さらなる細目は、主務省令によりこれを定める。

(認定の取消し)

**第二十九条** ① 主務大臣は、適格信頼役務事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一 第十八条第一号又は第三号のいずれかに該当するに至ったとき。

二 第十九条第一項各号及び第二項のいずれかに適合しなくなったとき。

三 第二十二條第一項、第十六条第二項第十二号及び第十三号又は第二十四条第二項の規定に違反したとき。

四 不正の手段により第十七条第一項の認定又は第二十二條第一項の変更の認定を受けたとき。

② 主務大臣は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

#### 第四節 外国における適格信頼役務の承認

(承認)

**第三十条** ① 外国にある事務所により適格信頼役務を行おうとする者は、主務大臣の承認を受けることができる。

② 第十七条第二項及び第三項並びに第十八条から第二十条までの規定は前項の承認に、第二十一条から第二十四条までの規定は同項の承認を受けた者（以下「承認外国信頼役務事業者」という。）に準用する。この場合において、同条第二項中「何人も」とあるのは、「承認外国信頼役務事業者は」と読み替えるものとする。

③ 主務大臣は、第一項の承認若しくはその更新又は前項において準用する第二十二條第一項の変更の承認を受けようとする者が外国の法令に基づく認証業務に関する制度で第十七条第一項の認定の制度に類するものに基づいて当該外国にある事務所により認証業務を行う者である場合であって、我が国が当該外国と締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するために必要があると認めるときは、それらの者に対して、前項において準用する第十九條第二項（前項において準用する第二十条第二項及び第二十二條第三項において準用する場合を含む。）の規定による

調査に代えて、主務省令で定める事項を記載した書類の提出をさせることができる。

④ 前項の場合において、これらの者から当該書類の提出があったときは、主務大臣は当該書類を考慮して第一項の承認若しくはその更新又は第二項において準用する第二十二条第一項の変更の承認のための審査を行わなければならない。

#### (承認の取消し)

**第三十一条** ① 主務大臣は、承認外国信託役務事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一 前条第二項において準用する第十八条第一号又は第三号のいずれかに該当するに至ったとき。

二 前条第二項において準用する第十九条第一項各号のいずれかに適合しなくなったとき。

三 前条第二項において準用する第二十二条第一項若しくは第四項、第二十条、第二十三条又は第二十四条第二項の規定に違反したとき。

四 不正の手段により前条第一項の承認又は同条第二項において準用する第二十二条第一項の変更の承認を受けたとき。

五 主務大臣が第七十三条第三項において準用する同条第一項の規定により承認外国信託役務事業者に対し報告をさせようとした場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

六 主務大臣が第七十三条第三項において準用する同条第一項の規定によりその職員に承認外国信託役務事業者の営業所、事務所その他の事業場において検査をさせようとした場合において、その検査を拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又は同項の規定による質問に対して答弁がされず、若しくは虚偽の答弁がされたとき。

② 主務大臣は、前項の規定により承認を取り消したときは、ただちにその旨を公示するとともに、適格信託役務リストから削除するか、指定調査機関をして削除させなければならない。

## 第五節 電子署名

### (電子署名の法的効力)

**第三十二条** ① 電子署名は、それが電子形式であること、又は適格電子署名の要求事項を満たさないということを理由とするのみにより、法的効力及び法的手続に

おける証拠としての許容性を否定されてはならない。

② 適格電子署名は、手書き署名と同等の法的効力をもつ。

#### (先進電子署名の要求事項)

**第三十三条** 先進電子署名は、以下の各号の要求事項を満たす。

- 一 署名者に唯一に連結していること。
- 二 署名者を識別することができること。
- 三 署名者が、本人単独の管理のもとに、高度レベルの秘密性を確保して使用することができる電子署名生成符号を使って生成されていること。
- 四 署名後の電磁的記録へのあらゆる変更を検知できる方法で署名された電磁的記録に連結されていること。

#### (適格電子署名証明書)

**第三十四条** ① 適格電子署名証明書は、次の各号の事項を含むものとする。

- 一 少なくとも自動処理に適切な形式での、証明書が適格電子署名証明書として発行された旨の表示
- 二 少なくとも適格信頼役務事業者が設立された加盟国名と下記事項を含む、適格証明書を発行した適格信頼役務事業者を唯一に示すデータセット、及び、
  - イ 法人の場合、法人名及び、適用される場合、商業登記簿に記載されている法人番号
  - ロ 自然人の場合、氏名
- 三 少なくとも、署名者の氏名又は仮名。仮名が用いられている場合、その旨が明確に示されること。
- 四 電子署名生成符号に対応する電子署名検証符号
- 五 証明書の有効期間の開始日と終了日の表示
- 六 適格信頼役務事業者に対して唯一のものでなければならない証明書識別コード
- 七 発行する適格信頼役務事業者の先進電子署名又は先進電子印
- 八 第七号で定める先進電子署名或いは、先進電子印をサポートする電子証明書が無料で提供されている場所
- 九 適格証明書の有効性についてチェックするために利用可能な役務の場所
- 十 電子署名検証符号に対応する電子署名生成符号が適格電子署名生成装置内に保存されている場合、少なくとも自動処理に適した形式でこのことを示す適切な表示

② 適格電子署名証明書には、前項に定められた要求事項を超える強制的な要求事

項を課されてはならない。

③ 適格電子署名証明書は、非強制的な追加の特定の属性を含むことができる。これらの属性は、適格電子署名の相互運用性や承認に影響してはならない。

④ 適格電子署名証明書が初期有効化の後に失効された場合、その適格証明書は失効の時点より効力を失い、いかなる場合においても、その有効なステータスに復帰してはならない。

⑤ 主務大臣は、次の各号の条件を前提として、適格電子署名証明書の一時的な停止に関する主務省令を定めることができる。

一 適格電子署名証明書が一時的に停止された場合に、停止期間中その証明書の有効性は失われること。

二 停止期間は証明書データベースに明確に示されることとし、停止期間中は、証明書状況情報について提供する情報役務から、停止状況が視認できること。

⑥ 主務大臣は、主務省令により、適格電子署名証明書の規格の参照番号を制定することができる。適格電子署名証明書がこれらの基準に適合する場合には、第一項に定められた要求事項への適合性が推定される。

#### (電子署名及び電子印の適格証明書の属性)

**第三十五条** ① 適格電子署名証明書には、申請者の求めに応じて、以下の属性を含ませることができる。

- 一 申請者の第三者に対する代理権の情報
- 二 申請者の公的および職業関連のまたはその他の細目
- 三 さらなる個人関連情報

適格信頼役務事業者に第三者の同意が証明される場合にのみ、代表権に関する情報を適格証明書に含ませることができる。各責任機関がその情報を確認した場合に限り、申請者の個人に関する公式及び/又は職業上又はその他の情報は適格証明書に含ませることができる。その他の個人情報、関係者の同意がある場合にのみ、適格証明書に含ませることがある。

② 氏名の代わりに仮名を適格証明書に入力する場合、第三者または各管轄機関がその仮名を使用する同意を与えた場合に限り、第三者または権限ある機関の代表権または職業上またはその他の個人データに関する情報が許可される。

③ 第一項および第二項は、電子印の適格証明書に準用する。電子印の適格証明書の属性には、そのような代表関係が適格信頼役務事業者に証明されるという条件で、申請者の法人内の代表関係もこれに含ませることができる。

### (適格電子署名生成装置の要求事項)

**第三十六条** ① 適格電子署名生成装置は、次の各号に定められた要求事項を満たさなければならない。

一 適格電子署名生成装置は、適切な技術的及び手続上の手段により、少なくとも下記の事項を確保しなければならない。

イ 電子署名生成に使用される電子署名生成符号の機密性が適切に確保されていること。

ロ 電子署名生成に使用される電子署名生成符号が、実際上一度しか発生しないこと。

ハ 電子署名生成に使用される電子署名生成符号は、十分な安全性を伴って、符号が取得されてはならず、電子署名は現在利用できる技術を使って偽造から信頼性を持って保護されていること。

ニ 電子署名生成に使用される電子署名生成符号は、正規の署名者により、他人の使用から確実に保護されることができること。

二 適格電子署名生成装置は、署名される電磁的記録を変更し、又は署名前に署名者に署名しようとする電磁的記録が確実に表示されることを妨げてはならない。

三 署名者の名における電子署名生成符号の生成及び管理は、適格信頼役務事業者によってのみ行われるものとする。

四 第一号の第二にかかわらず、電子署名生成符号を管理する適格信頼役務事業者は、下記の条件を満たしている場合は、署名者に代わってバックアップの目的でのみ、その電子署名生成符号を複製することができる。

イ 複製されるデータセットの安全性が、オリジナルのデータセットと同レベルであること。

ロ 複製されるデータセットの数が、役務の継続のために必要な最小限度を超えないこと。

② 主務大臣は、主務省令により、適格電子署名生成装置の規格の参照番号を制定することができる。適格電子署名生成装置がこれらの規格に適合する場合には、第一項に定められた要求事項への適合性が推定される。

### (適格電子署名生成装置の認証)

**第三十七条** ① 前条第一項に定められた要求事項への適格電子署名生成装置の適合は、主務大臣によって指定された適切な公的又は私的な適合性評価機関により認証される。

- ② 主務大臣は、第一項で定められた公的又は私的機関の名称と所在地を告示する。
- ③ 第一項で定める認証は、以下の各号のいずれかに基づいているものとする。
- 一 第二項に従って策定されたリストに含まれる情報技術製品の安全性評価規格のひとつに従い、安全性評価プロセスが行われたこと。
  - 二 同等の安全性レベルを使用していること、及び第一項で定める公的又は私的機関がそのプロセスを主務大臣に通知していることを条件として、第一号で定める以外の手続。この手続は第一号で定める基準が存在しない場合、又は第一号で定める安全性評価プロセスが継続している場合にのみ使用することができる。
- 主務大臣は、主務省令により、第三項第一号で定める情報技術製品の安全性評価に関する規格のリストを制定する。
- ④ 主務大臣は、本条第一項で定める指定された機関が満たす必要がある特別の規格の策定に関して、主務省令を定める権限を有する。

#### (認証済適格電子署名生成装置リストの公開)

- 第三十八条** ① 主務大臣は、前条第一項で定める機関により認証を受けた適格電子署名生成装置に関する情報を、遅滞なく、認証完了より一月以内に、公表する。また、認証が取り消された電子署名生成装置に関しても、遅滞なく、遅くとも認証取消しより一月以内に公表する。
- ② 主務大臣は、受領した情報に基づき、認証済適格電子署名生成装置リストを制定、公開しかつ管理する。
- ③ 主務大臣は、主務省令により、第一項の目的に適合するためにフォーマットおよび手続を定めることができる。

#### (適格電子署名検証の要求事項)

- 第三十九条** ① 適格電子署名の検証プロセスは、次の各号の条件で適格電子署名の有効性を確認する。
- 一 署名をサポートする証明書が、署名の時点で、第三十四条第一項に適合した適格電子署名証明書であったこと。
  - 二 適格証明書が適格信頼役務事業者によって発行され、署名の時点で有効であったこと。
  - 三 署名検証符号が依拠当事者へ提供された符号と一致すること。
  - 四 証明書において署名者を表す唯一のデータセットが、依拠当事者に正確に提供されていること。
  - 五 署名の時点で仮名が利用された場合は、仮名の使用が依拠当事者に明確に示

されていること。

六 適格電子署名生成装置により生成された電子署名であること。

七 署名された電磁的記録の完全性が損なわれていないこと。

八 署名の時点で、第三十三条で規定された要求事項が満たされていたこと。

② 適格電子署名の検証に使用されるシステムは、検証プロセスの正確な結果を依頼当事者に提供し、依頼当事者に安全性関連問題の検知を可能にする。

③ 主務大臣は、主務省令により、適格電子署名の検証の規格の参照番号を制定することができる。適格電子署名の検証がそれらの規格を満たしているときは、第一項に定められた要求事項への準拠が推定される。

#### (適格電子署名の適格検証役務)

**第四十条** ① 適格電子署名の適格検証役務は、以下の各号のいずれにも該当する適格信頼役務事業者によってのみ提供されることができる。

一 第三十九条第一項に準拠した検証を提供すること。

二 依頼当事者が、信頼できる、効率的で、自動化された方法の検証プロセスの結果を適格検証役務事業者の先進電子署名又は先進電子印が付された証明により受領することを可能にすること。

② 主務大臣は、主務省令により、第一項で定める適格検証役務の規格の参照番号を制定することができる。適格電子署名の検証役務がこれらの規格を満たすことにより、第一項に定められた要求事項への準拠が推定される。

#### (適格電子署名の適格保存役務)

**第四十一条** ① 適格電子署名の適格保存役務は、技術的有効期間を超える適格電子署名の信頼性の延長を可能にすることができる手続及び技術を利用する適格信頼役務事業者によってのみ提供されることができる。

② 主務大臣は、主務省令により、適格電子署名の適格保存役務の規格の参照番号を制定することができる。適格電子署名の適格保存役務の諸措置が、それらの規格を満たしていることによって、第一項に定められた要求事項への準拠が推定される。

#### (教示義務)

**第四十二条** ① 信頼役務事業者は、適格証明書を求める申請者に対し、適格電子署名の安全性および信頼性のある検証に必要な諸措置について教示しなければならない。信頼役務事業者は、申請者に対し、現存する署名の安全度が時間の経過等により低下する前に、適格電子署名がなされた電磁的記録に必要な応じ新たに電子署名または適格日時証明を打刻しなければならないことなどの安全策を教示しなければならない



ない。電子署名の効力に依存する者（以下、依存者という。）に対しても、ウェブでの情報提供その他の方法により、これらの情報提供を行うよう努めなければならない。

② 信頼役務事業者は、申請者に対し、法律に異なる定めのない限り、適格電子署名が法的取引において手書きの署名と同等の効果を有することを教示しなければならない。

③ 第1項および第2項による教示のために、申請者に対しては、文書での教示を交付しなければならない。それを了知したことを申請者は別途の署名で確認しなければならない。申請者が第1項および第2項よりもすでに早い時点で教示された限りでは、新たな教示はこれを行わないことができる。

#### （仮名の開示）

**第四十三条** 仮名を用いた電子署名生成符号保有者の場合にあっては、信頼役務事業者は、犯罪または秩序違反の訴追のため、公共安全と秩序に対する危険の防止のためもしくは税務行政機関の法律上の任務の遂行に必要な限りにおいて、または、裁判所が係属中の手続の範囲内でそこで適用される規定の基準によりそれを命じる限りにおいて、その署名用符号保有者の本人確認についての電磁的記録を求めに応じて権限ある機関に提供しなければならない。それらの回答は、記録しておかなければならない。情報を求める行政機関は、仮名の開示についての教示によって法律上の任務の遂行がもはや侵害されることがないかまたは電子署名生成符号保有者の教示に対する利益が重大であるときは、電子署名生成符号保有者に対し、仮名の開示について教示しなければならない。

### 第六節 電子印

#### （電子印の法的効力）

**第四十四条** ① 電子印は、その法的効力及び法的手続における証拠としての能力を、それが電子形式である、又は適格電子印の要求事項を満たさないという理由だけで否定されない。

② 適格電子印は、適格電子印が連結されている電磁的記録の完全性及び電磁的記録の起源の真正性の推定をうける。

#### （先進電子印の要求事項）

**第四十五条** 先進電子印は、以下の要求事項を満たす。

- 一 電子印の生成者に唯一に連結していること。

- 二 電子印の生成者を識別することができること。
- 三 電子印の生成者が本人による管理のもと高度レベルの機密性を保って、電子印生成に使用することができる電子印生成符号を使って生成されていること。
- 四 電子印押印後の電磁的記録への何らかの変更を検知できる方法で押印された電磁的記録に連結されていること。

#### (適格電子印証明書)

**第四十六条** ① 適格電子印証明書は、次の各号に定める要求事項を満たさなければならない。

- 一 少なくとも自動処理に適した形式で、証明書が適格電子印証明書として発行されたものであることの表示
  - 二 少なくとも適格信頼役務事業者が設立された加盟国名と下記事項を含む、適格証明書を発行した適格信頼役務事業者を明確に示すデータセット、および
    - 法人の場合：名称、可能であれば商業登録簿に記載されている法人番号
    - 自然人の場合：氏名
  - 三 少なくとも電子印の生成者の名称と、可能であれば、商業登記簿に記載されている法人番号
  - 四 電子印生成符号に対応する電子印検証符号
  - 五 証明書有効期間の開始日および終了日に関する表示
  - 六 適格信頼役務事業者に対して唯一のものでなければならない証明書識別コード
  - 七 発行する適格信頼役務事業者の先進電子署名又は先進電子印
  - 八 第七号で定める先進電子署名及び先進電子印をサポートする証明書が無料で提供されている場所
  - 九 適格証明書の有効性状況の問い合わせのチェックのために利用されうる役務の場所
  - 十 電子印検証符号に対応する電子署名生成符号が適格電子印生成装置中にある場合、少なくとも自動処理に適した形式でのこれを示す適切な表示
- ② 適格電子印証明書は、前項に定められる要求事項を超える強制的な要求事項の遵守を求められてはならない。
- ③ 適格電子印証明書には、強制ではない追加的な特定の属性を含むことができる。それらの属性は、適格電子印の相互運用性と承認には影響しない。
- ④ 適格電子印証明書が初期有効化の後に失効された場合、その適格証明書は失効の時点で効力を失い、いかなる場合においてもその無効のステータスから回復され

ない。

⑤主務大臣は、次の各号の条件に従い、適格電子印証明書の一時的な停止に関する主務省令を定めることができる。

一 適格電子印証明書が一時的に停止された場合、その証明書は停止の期間中、その効力を失うこと。

二 停止の期間は、明確に証明書データベースに示され、停止のステータスは、停止期間中、証明書状況情報を提供する役務から確認できるようにすること。

⑥ 主務大臣は、主務省令により、適格電子印証明書の規格の参照番号を制定することができる。適格電子印証明書がそれらの規格を満たしているときは、本条第一項に定められた要求事項への準拠が推定される。

#### (適格電子印生成装置)

**第四十七条** ① 第三十六条は、これを適格電子印生成装置の要求事項に準用する。

② 第三十七条は、これを適格電子印生成装置の認証に準用する。

③ 第三十八条は、これを認証された適格電子印生成装置のリストの公開に準用する。

#### (適格電子印の検証と保存)

**第四十八条** 第三十九条、第四十条及び第四十一条は、これらを適格電子印の検証と保存に準用する。

### 第七節 電子日時証明

#### (電子日時証明の法的効力)

**第四十九条** ① 電子日時証明は、それが電子形式であるか、又は、適格日時証明の要求事項を満たしていないという理由だけで、その法的効力及び法的手続における証拠としての能力を否定されてはならない。

② 適格電子日時証明は、それが示す日時の真正性とその結びつけた日時に電磁的記録が完全性をもって存在していたことに関する推定を受ける。

#### (適格電子日時証明の要求事項)

**第五十条** ① 適格電子日時証明は、次の各号の要求事項を満たさなければならない。

一 日時証明が、気づかれることなく電磁的記録が変更される可能性を合理的に排除する方法で、当該電磁的記録に日時を結びつけること。

- 二 世界標準時に連結した正確な時刻源に基づいていること。
  - 三 適格信頼役務事業者の先進電子署名又は先進電子印を用いて署名されていること又は他のそれら相当の方法が利用されていること。
- ② 主務大臣は、主務省令により、日時を電磁的記録と正確な時刻源に結びつける規格の参照番号を制定することができる。日時の電磁的記録と正確な時刻源との結びつきがそれらの規格を満たしているときは、第一項に定められた要求事項への準拠を推定される。
- ③ 主務大臣は、主務省令により、適格日時情報を提供する適格役務事業者の要求事項を定めることができる。

## 第八節 電子書留メール配信役務

### (電子書留メール配信役務の法的効力)

- 第五十一条** ① 電子書留メール配信役務を利用して送受信された電磁的記録は、その法的効力及び法的手続における証拠としての能力を、それが電子形式である、又は適格電子書留メール配信役務の要求事項を満たしていないという理由だけで否定されてはならない。
- ② 適格電子書留メール配信役務を利用して送受信された電磁的記録は、電磁的記録の完全性、識別された送信者による電磁的記録の送信、識別された受信者による受信、及び適格電子書留メール配信役務で示された電磁的記録の送受信の日時の正確性に関する推定を受ける。

### (適格電子書留メール配信役務の要求事項)

- 第五十二条** ① 適格電子書留メール配信役務は、以下の各号の要求事項を満たさなければならない。
- 一 一つ以上の適格信頼役務事業者が提供するものであること。
  - 二 送信者の識別について高レベルの信頼を保証すること。
  - 三 電磁的記録の配信前に、受信者の識別を保証すること。
  - 四 検知できない電磁的記録の変更の可能性を排除する方法をとり、適格信頼役務事業者の先進電子署名又は先進電子印により、電磁的記録の送受信が確保されること。
  - 五 電磁的記録の送受信の目的に必要な電磁的記録のどのような変更でも、電磁的記録の送信者と受信者に対して明確に示されること。

六 電磁的記録の送受信，及びあらゆる変更の日時が，適格電子日時証明によって示されること。

電磁的記録が二以上の適格信頼役務事業者間で転送される場合，第一号から第六号の要求事項が，すべての適格信頼役務事業者に適用される。

② 主務大臣は，主務省令により，電磁的記録の送受信プロセスの規格の参照番号を制定することができる。電磁的記録の送受信プロセスがそれらの規格を満たしていることにより，第一項に定められる要求事項への準拠が推定される。

## 第九節 ウェブサイト認証

### (適格ウェブサイト認証証明書の要求事項)

**第五十三条** ① 適格ウェブサイト認証証明書は，次の各号に定める要求事項を満たさなければならない。

一 少なくとも自動処理に適した形式で，証明書が適格ウェブサイト認証証明書として発行されたものであることの表示

二 少なくとも適格信頼役務事業者が設立された加盟国名と下記の事項を含む，適格証明書を発行した適格信頼役務事業者を明確に示すデータセット及び

イ 法人の場合：名称及び該当する場合は商業登記簿に記載されている法人番号

ロ 自然人の場合：氏名

三 自然人については，証明書の発行対象者の少なくとも氏名又は仮名。仮名が使用される場合は，その旨が明確に示されていること。

法人については，証明書の発行対象である法人の少なくとも名称。該当する場合は，商業登記簿に記載されている法人番号

四 証明書発行対象の自然人又は法人の少なくとも都市及び国を含む住所または所在地で，場合によっては，商業登記簿に記載されているもの

五 証明書発行対象の自然人又は法人が管理するドメインネーム

六 証明書有効期間の開始日および終了日に関する表示

七 適格信頼役務事業者に対して唯一でなければならない証明書識別コード

八 発行する適格信頼役務事業者の先進電子署名又は先進電子印

九 第八号で定める先進電子署名及び先進電子印をサポートする証明書が無料で提供されている場所

十 適格証明書の有効性状況のチェックのために利用されうる証明書有効状況提供役務の場所

② 主務大臣は、主務省令により、適格ウェブサイト認証証明書の規格の参照番号を制定することができる。適格ウェブサイト認証証明書がそれらの規格に準拠していることは、本条第一項に定められた要求事項を満たすことを推定される。

### 第三章 電子文書

(電子文書の法的効力)

第五十四条 電子文書は、それが電子形式であるという理由だけでは、その法的効力及び法的手続における証拠としての能力を否定されてはならない。

### 第四章 指定調査機関等

#### 第一節 指定調査機関

(指定調査機関による調査)

第五十五条 ① 主務大臣は、その指定する者（以下「指定調査機関」という。）に第十九条第二項（第二十条第二項（第三十条第二項において準用する場合を含む。）、第二十二条第三項（第三十条第二項において準用する場合を含む。）及び第三十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による調査（次節を除き、以下「調査」という。）の全部又は一部を行わせることができる。

② 主務大臣は、前項の規定により指定調査機関に調査の全部又は一部を行わせるときは、当該調査の全部又は一部を行わないものとする。この場合において、主務大臣は、指定調査機関が第四項の規定により通知する調査の結果を考慮して十七条第一項の認定若しくはその更新、第二十二条第一項（第三十条第二項において準用する場合を含む。）の変更の認定又は第三十条第一項の承認若しくはその更新のための審査を行わなければならない。

③ 主務大臣が第一項の規定により指定調査機関に調査の全部又は一部を行わせることとしたときは、第十七条第一項の認定若しくはその更新、第二十二条第一項（第三十条第二項において準用する場合を含む。）の変更の認定又は第三十条第一項の承認若しくはその更新を受けようとする者は、指定調査機関が行う調査について

は、第十七条第二項（第二十条第二項（第三十条第二項において準用する場合を含む。）及び第十七条第二項において準用する場合を含む。）及び第二十二条第二項（第三十条第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、指定調査機関に申請しなければならない。

④ 指定調査機関は、前項の申請に係る調査を行ったときは、遅滞なく、当該調査の結果を主務省令で定めるところにより、主務大臣に通知しなければならない。

#### (指定)

**第五十六条** 前条第一項の規定による指定（以下「指定」という。）は、主務省令で定めるところにより、調査を行おうとする者（外国にある事務所により行おうとする者を除く。）の申請により行う。

#### (欠格条項)

**第五十七条** 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 二 第六十七条第一項の規定により指定を取り消され、又は第七十条第一項の規定により承認を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
- 三 法人であって、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

#### (指定の基準)

**第五十八条** 主務大臣は、指定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

- 一 調査の業務を適確かつ円滑に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力を有すること。
- 二 法人にあつては、その役員又は法人の種類に応じて主務省令で定める構成員の構成が調査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 三 調査の業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって調査が不公正になるおそれがないものであること。
- 四 その指定をすることによって申請に係る調査の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。

#### (指定の公示等)

**第五十九条** ① 主務大臣は、指定をしたときは、指定調査機関の名称及び住所並びに調査の業務を行う事務所の所在地を公示しなければならない。

② 指定調査機関は、その名称若しくは住所又は調査の業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

③ 主務大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

#### (指定の更新)

**第六十条** ① 指定は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

② 第五十六条から第五十八条までの規定は、前項の指定の更新に準用する。

#### (秘密保持義務等)

**第六十一条** ① 指定調査機関の役員（法人でない指定調査機関にあっては、当該指定を受けた者。次項並びに第八十二条及び第八十四条において同じ。）若しくは職員又はこれらの職にあった者は、調査の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

② 調査の業務に従事する指定調査機関の役員又は職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

#### (調査の義務)

**第六十二条** 指定調査機関は、調査を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、調査を行わなければならない。

#### (調査業務規程)

**第六十三条** ① 指定調査機関は、調査の業務に関する規程（以下「調査業務規程」という。）を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

② 調査業務規程で定めるべき事項は、主務省令で定める。

③ 主務大臣は、第一項の認可をした調査業務規程が調査の公正な実施上不適当となったと認めるときは、その調査業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

#### (帳簿の記載)

**第六十四条** 指定調査機関は、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、調査の業務に関し主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

#### (適合命令)

**第六十五条** 主務大臣は、指定調査機関が第五十八条第一号から第三号までに適合



しなくなったと認めるときは、その指定調査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

#### (業務の休廃止)

**第六十六条** ① 指定調査機関は、主務大臣の許可を受けなければ、調査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

② 主務大臣は、前項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

#### (指定の取消し等)

**第六十七条** ① 主務大臣は、指定調査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて調査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この節の規定に違反したとき。

二 第五十七条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

三 第六十三条第一項の認可を受けた調査業務規程によらないで調査の業務を行ったとき。

四 第六十三条第三項又は第六十五条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により指定を受けたとき。

② 主務大臣は、前項の規定により指定を取り消し、又は調査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

#### (主務大臣による調査の業務の実施)

**第六十八条** ① 主務大臣は、指定調査機関が第六十六条第一項の規定により調査の業務の全部若しくは一部を休止した場合、前条第一項の規定により指定調査機関に対し調査の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は指定調査機関が天災その他の事由により調査の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において、必要があると認めるときは、第五十五条第二項の規定にかかわらず、調査の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

② 主務大臣は、前項の規定により調査の業務を行うこととし、又は同項の規定により行っている調査の業務を行わないこととするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

③ 主務大臣が、第一項の規定により調査の業務を行うこととし、第六十六条第一項の規定により調査の業務の廃止を許可し、又は前条第一項の規定により指定を取り消した場合における調査の業務の引継ぎその他の必要な事項は、主務省令で定める。

## 第二節 承認調査機関

### (承認調査機関の承認等)

**第六十九条** ① 主務大臣は、第三十条第二項において準用する第十九条第二項（第三十条第二項において準用する第二十条第二項及び第二十二條第三項において準用する場合を含む。）の規定による調査（以下この節において「調査」という。）の全部又は一部を行おうとする者（外国にある事務所により行おうとする者に限る。）から申請があったときは、主務省令で定めるところにより、これを承認することができる。

② 主務大臣が前項の承認をしたときは、第三十条第一項の承認若しくはその更新又は同条第二項において準用する第二十二條第一項の変更の承認を受けようとする者は、前項の承認を受けた者（以下「承認調査機関」という。）が行う調査については、第三十条第二項において準用する第十七条第二項（第三十条第二項において準用する第二十条第二項において準用する場合を含む。）、第三十条第二項において準用する第二十二條第二項及び第五十五条第三項の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、承認調査機関に申請をすることができる。この場合において、主務大臣は、承認調査機関が次項の規定により通知する調査の結果を考慮して第三十条第一項の承認若しくはその更新又は同条第二項において準用する第二十二條第一項の変更の認定のための審査を行わなければならない。

③ 承認調査機関は、前項の申請に係る調査を行ったときは、遅滞なく、当該調査の結果を主務省令で定めるところにより、主務大臣に通知しなければならない。

④ 承認調査機関は、調査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

⑤ 主務大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

⑥ 第五十七条から第六十条までの規定は第一項の承認に、第六十二条から第六十五条までの規定は承認調査機関に準用する。この場合において、第六十三条第三項及び第六十五条中「命ずる」とあるのは、「請求する」と読み替えるものとする。

### (承認の取消し)

**第七十条** ① 主務大臣は、承認調査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。

一 前条第三項若しくは第四項の規定又は同条第六項において準用する第五十九

条第二項、第六十二条、第六十五条第一項若しくは第六十四条の規定に違反したとき。

二 前条第六項において準用する第五十七条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

三 前条第六項において準用する第六十三条第一項の認可を受けた調査業務規程によらないで調査の業務を行ったとき。

四 前条第六項において準用する第六十三条第三項又は第六十五条の規定による請求に応じなかったとき。

五 不正の手段により前条第一項の承認を受けたとき。

六 主務大臣が、承認調査機関が前各号のいずれかに該当すると認めて、期間を定めて調査の業務の全部又は一部の停止の請求をした場合において、その請求に応じなかったとき。

七 主務大臣が第七十三条第三項において準用する同条第二項の規定により承認調査機関に対し報告をさせようとした場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

八 主務大臣が第七十二条第三項において準用する同条第二項の規定によりその職員に承認調査機関の事務所において検査をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又は同項の規定による質問に対して答弁がされず、若しくは虚偽の答弁がされたとき。

② 主務大臣は、前項の規定により承認を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

## 第五章 雑則

### (適格信頼役務に関する援助等)

**第七十一条** 主務大臣は、適格信頼役務に関する認定の制度の円滑な実施を図るため、信頼役務に係る技術の評価に関する調査及び研究を行うとともに、適格信頼役務を行う者及びその利用者に対し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

### (国の措置)

**第七十二条** 国は、教育活動、広報活動等を通じて電子署名等及び認証業務等の信頼役務に関する国民の理解を深めるよう努めなければならない。

### (報告徴収及び立入検査)

**第七十三条** ① 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、信託役務事業者に対し、その信託役務の運用に係る業務に関し報告をさせ、又はその職員に、信託役務事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、その認定に係る業務の状況若しくは設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

② 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定調査機関に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、指定調査機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

③ 第一項の規定は承認外国信託役務事業者に、前項の規定は承認調査機関に、それぞれ準用する。

④ 第一項及び第二項（それぞれ前項において準用する場合を含む。）の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

⑤ 第一項及び第二項（それぞれ第三項において準用する場合を含む。）の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

### (暗号技術の脆弱化等に関する国の措置)

**第七十四条** ① 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、暗号技術の安全性及び信頼性を確認し、暗号技術の危殆化及び脆弱化に関する調査研究を自ら行うか、又は適格な機関にそれを委任するものとする。

② 主務大臣は、暗号技術の危殆化及び脆弱化が見込まれるときは、すみやかに安全性の高い新たな暗号技術及びそのパラメータを示した上で適切なロードマップを示し、新たな安全性及び信頼性の高い暗号技術への移行計画を示さなければならない。

### (手数料)

**第七十五条** ① 次の各号に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

- 一 第十七条第一項の認定を受けようとする者（主務大臣が第五十五条第一項の規定により指定調査機関に調査の全部を行わせることとしたときを除く。）
- 二 第二十条第一項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の認定の更新を受けようとする者
- 三 第二十二條第一項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の変

更の認定を受けようとする者

四 第三十条第一項の承認を受けようとする者（主務大臣が第六十九条第一項の規定により承認調査機関に調査の全部を行わせることとしたときを除く。）

② 指定調査機関が行う調査を受けようとする者は、政令で定めるところにより指定調査機関が主務大臣の認可を受けて定める額の手数料を当該指定調査機関に納めなければならない。承認調査機関に対する場合も同様とする。

**（主務大臣と国家公安委員会との関係）**

**第七十六条** 国家公安委員会は、適格信頼役務事業者又は承認外国信頼役務事業者の認定に係る業務に関し、その利用者についての証明に係る重大な被害が生ずることを防止するため必要があると認めるときは、主務大臣に対し、必要な措置をとるべきことを要請することができる。

**（審査請求）**

**第七十七条** この法律の規定による指定調査機関の処分又はその不作為について不服がある者は、主務大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、主務大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第二項並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定調査機関の上級行政庁とみなす。

**（経過措置）**

**第七十八条** この法律の規定に基づき政令又は主務省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は主務省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

**（主務大臣等）**

**第七十九条** ① この法律における主務大臣は、総務大臣、法務大臣及び経済産業大臣とする。ただし、第七十一条にあっては、総務大臣及び経済産業大臣とする。

② この法律における主務省令は、総務大臣、法務大臣及び経済産業大臣が共同で発する命令とする。

## 第六章 罰則

**（罰則）**

**第八十条** ① 適格信頼役務事業者又は承認外国信頼役務事業者に対し、その認定

に係る信頼業務に関し、虚偽の申込みをして、利用者について不実の証明をさせた者は、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

② 前項の未遂罪は、これを罰する。

② 前二項の罪は、刑法第二条の例に従う。

**第八十一条** 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第七条第二項第二号による措置命令に従わない者
- 二 第八条第一項に違反して、報告をせず、立ち入り検査を拒んだ者及び同条第二項の禁止に違反した者
- 三 第十一条第二項の第一段に反して、届出をせず、不正な届出をし、または適時に届出をしない者
- 四 第十一条第二項第二段に反して、人に教示をせず、誤った教示をし、または適時に教示をしない者
- 五 第十三条第一項に反して、届出をせず、誤った届出をし、または適時に届出をしなかった者
- 六 第十五条第四項の規定に違反した者
- 七 第十六条第一項第一段に反して、個人の身元を確認せず、または適時に確認しない者
- 八 第十六条第二項第三号に反して、賠償責任保険に加入せず、または適時に加入しない者
- 九 第十六条第二項第五号または第六号に違反して、信頼できるシステムまたは製品を使用しない者
- 十 第十六条第二項第七号の規定に反し、そこで定められている措置を行わず、または適時に行わない者
- 十一 第十六条第二項第八号第一段に反して、情報を正しく記録しない者
- 十二 第二十四条第二項の規定に違反して、表示を行った者
- 十三 第十六条第三項第一段に反して、失効を行わず、適時にそれを公表しない者
- 十四 第二十二条第一項の規定に違反した者
- 十五 第二十六条第一項第一段第一号から第四号まで、又は第二十八条第一項第二段に違反して証明書を失効しないか、または適時に失効しない者
- 十六 第二十八条第一項第四段に違反して記録が送信されることを確保しない者
- 十七 第二十八条第二項に違反して、予防策を講じなかったか又は適時に行動し

なかった者

十八 第三十五条第一項第二段，第三段若しくは第四段又は第二項に違反して適格証明書に表示を書き込んだ者

十九 第六十一条第一項の規定に違反してその職務に関して知り得た秘密を漏らした者

**第八十二条** 第六十五条第一項の規定による業務についての措置命令に違反したときは，その違反行為をした指定調査機関の役員又は職員は，一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

**第八十三条** 次の各号のいずれかに該当する者は，三十万円以下の罰金に処する。

一 第四条第三項第二段の規定に該当する者

二 第十六条第二項第一二号の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず，又は虚偽の帳簿書類の作成をした者

三 第二十二條第一項の規定に違反して第十七条第二項第二号又は第三号の事項を変更した者

四 第七十三条第一項の規定による報告をせず，若しくは虚偽の報告をし，又は同項の規定による検査を拒み，妨げ，若しくは忌避し，若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず，若しくは虚偽の答弁をした者

**第八十四条** 次の各号のいずれかに該当するときは，その違反行為をした指定調査機関の役員又は職員は，三十万円以下の罰金に処する。

一 第六十四条の規定による帳簿の記載をせず，虚偽の記載をし，又は帳簿を保存しなかったとき。

二 第六十六条第一項の規定に違反して調査の業務の全部を廃止したとき。

三 第七十三条第二項の規定による報告をせず，若しくは虚偽の報告をし，又は同項の規定による検査を拒み，妨げ，若しくは忌避し，若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず，若しくは虚偽の答弁をしたとき。

**第八十五条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人，使用人その他の従業者が，その法人又は人の業務に関して，第八十一条第一項各号又は第八十三条第一項各号の違反行為をしたときは，行為者を罰するほか，その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

**第八十六条** 第二十二條第四項又は第二十三條第一項の規定による届出をせず，又は虚偽の届出をした者は，十万円以下の過料に処する。

## 附則

### (経過措置)

**第一条** ① 本法施行時にすでに電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第四条による認定認証業務の認定を受けている事業者については、本法第十七条に基づく認定を受けている適格事業者とする。

② 本法施行時にすでに一般財団法人日本データ通信協会による認定を受けている日時証明事業者及び日時情報提供事業者については、本法第十七条に基づく認定を受けている適格事業者とする。

③ 第一項および第二項による経過的な認定の有効期間は、それぞれが受けていた認定の残余の期間とする。

④ 前項の規定にかかわらず、本法の施行により適格信頼役務事業者の認定を受けるまでに、効力の切れる期間が生ずる場合には、本法による認定を受けるまでの期間、前項の有効期間を延長するものとする。

### (評価)

**第二条** 主務大臣は、本法の適用を評価し、毎年度その結果を公表する。主務大臣は、特に、本法の特定の規定を変更することが適切であるかを、本法の適用と技術、市場、法の発展により得た経験を考慮して評価する。第一段で定める報告については、必要であれば、立法提案を含ませることができる。さらに、主務大臣は、第一段で定める報告後四年毎に、本法の目標の達成状況について、国会に報告書を提出し、これを公表するものとする。

### (施行)

**第三条** 本法は、公布の日から一年を超えない範囲で政令で定める日から施行する。

以上

〔後注〕本稿は、JSPS科学研究費補助金（課題番号16K03291）の補助を受けた研究の成果の一部である。記して感謝の意を表したい。